

「つどい場あら、ほっ」利用要綱

本利用規程は、あらかわ地区まちづくり協議会が管理運営する「つどい場あら、ほっ」のご利用について定めるものです。当施設のお申込み・ご利用に際して、本利用要綱の内容を遵守していただきます。

1 利用時間

- (1) 平日、土・日曜祝日とも、午前6時から午後11時までとします。ただし、理事長が認めるときはこの限りではない。
- (2) 施設の修理・点検等で利用できない場合があります。
- (3) 中学生以下は午前9時から午後7時まで、高校生は午前7時から午後9時までとします。ただし、成人の指導者（保護者）がいる場合は、第1項の規定によります。
- (4) 利用時間は、準備から後片付けまでの全ての時間を含みます。

2 利用の申込み

- (1) 原則利用する日の前日までに申し込みしてください。
- (2) 利用する日の属する月の6月前の初日から申し込みができます。
- (3) 定期利用を希望される場合は、3月分を一括で申し込むことができます。
- (4) 利用場所の変更は、再度お申し込み下さい。

3 受付時間と受付場所

- (1) 受付時間：午前9時～午後5時
- (2) 受付場所：あらかわ地区まちづくり協議会事務局（荒川支所地域振興課自治振興室内）
「つどい場あら、ほっ」（村上市荒島地内）

4 利用料

- (1) 利用料は、利用した日から7日以内に全額を納付して下さい。
- (2) 施設の利用料

	午前 (6:00~12:00)	午後 (12:00~18:00)	夜間 (18:00~23:00)
遊戯室	150円	150円	150円
保育室	100円	100円	100円
カフェ	200円	200円	200円
厨房の使用有り	500円	500円	500円
チャレンジ	1,500円	1,500円	1,500円
ピザ・バーベキュー釜&薪	セット 1,000円／釜のみ 200円		

備考

- 1 利用時間は、利用の準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 地区外の者が使用する場合の利用料の額は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 3 冷暖房設備を使用したときは、次に掲げるところにより実費相当額の冷暖房料を徴収する。この場合において、冷暖房設備の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

(1) ストーブ 1台1時間につき 100円

(2) エアコン 1台1時間につき 150円

5 利用前の手続き

事務局員が必要と判断する場合は、必要な事項について利用の一週間前までに事務局員と打合せをしてください。

6 利用の制限

次のことに該当する場合は、使用を許可しません。

- ① 「つどい場あら、ほっ」の使用目的に適応しないとき。
- ② 建物および設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
- ③ 周辺住民に迷惑をおよぼす恐れがあると認められるとき。
- ④ 集団的に、または、常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認められるとき。
- ⑤ その他、理事長が使用を不適當であると認めるとき。

7 利用権譲渡の禁止

利用者は、その権利や内容、許可によって生ずる権利を譲渡し、または、貸し付けることはできません。

8 利用の許可の取り消し等

- (1) 利用要綱に違反された場合や利用申請に偽りがあった場合には、利用を取り消します。
- (2) 利用の取り消し等により、利用者または利用者の関係者に損害が生じた場合でも、それについて賠償しません。

9 損害の賠償

施設および利用された備品等を損傷され、もしくは滅失された場合は、理事長の定める額を賠償していただきます。

10 原状回復

施設や設備の利用を終了されたときは、直ちにその施設や設備を原状に回復させてください。

11 許可申請が必要な場合

次の事項については、予め理事長に申し出て許可を受けてください。

- ①火気の使用
- ②酒類の飲用
- ③仮設工作物、看板等の設置
- ④物品の販売、宣伝等

12 その他

- (1) 施設内での車の事故等については一切責任を負いません。
- (2) 所定の場所以外での喫煙はできません。
- (3) 利用の許可を受けた施設及び付属設備以外は利用できません。
- (4) 風紀を乱す、または乱す恐れのある方は利用できません。
- (5) 未成年者の利用がある場合は、責任者を成人とします。